

PCB(ポリ塩化ビフェニル)含有機器等



変圧器
(トランス)



コンデンサー



安定器



汚染物

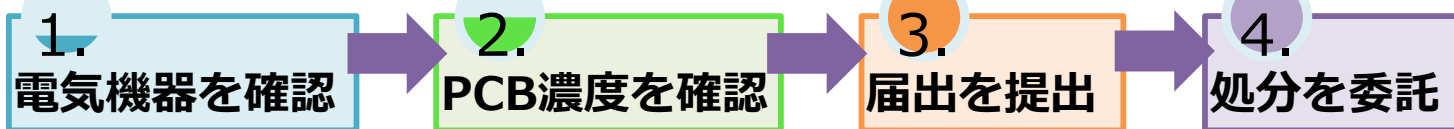
屋上のキュービクル
地下の電気室などに

眠っていませんか？

PCB含有機器等には処分期間が設けられており、期間内に適正処分を完了することが所有者に法律で義務付けられています。

Q. どうすればいいの？

A. PCB含有機器等があるかどうか確認し、届出・処分を進めてください。



Q. いつまでに処理すればいいの？

A. PCB濃度・対象物により、処分期間が異なります。

低濃度

PCB廃棄物

2027年3月31日まで

高濃度

変圧器・コンデンサー

安定器・汚染物

処分期間終了

- 東京都への届出が必要です。
- 適正に保管してください。

期限内処理に御協力をお願いします。



東京都環境局



STEP 1

確認

STEP 2

届出

STEP 3

処理

Q. PCB（ポリ塩化ビフェニル）とは？

A. 変圧器、コンデンサー、安定器などの電気機器等に幅広く使用されていた油状の物質です。1968年のカネミ油症事件などで人体への有害性が発見され、1974年に製造・輸入が禁止となり、ストックホルム条約・PCB特措法でPCB含有機器等の処理が定められました。

① PCB含有機器等はどこにある？

A. 電気室やキュービクル内に設置してある変圧器やコンデンサー、建物内や屋外照明で使用している安定器などの電気機器を御確認ください。古い建物には、多くのPCB含有機器等が発見されないまま残っていることが予想されます。



※安定器に注意！

1977年3月以前に建築された事業用建物や、アパート・マンション等の共同住宅の共用部分には、PCB含有照明器具が使用されている可能性があります。照明用安定器は小型で大量に生産されており、高濃度PCB廃棄物の処分期間は既に終了していますので、古い照明器具を使用していないか至急御確認ください。

<PCB含有照明器具の例>



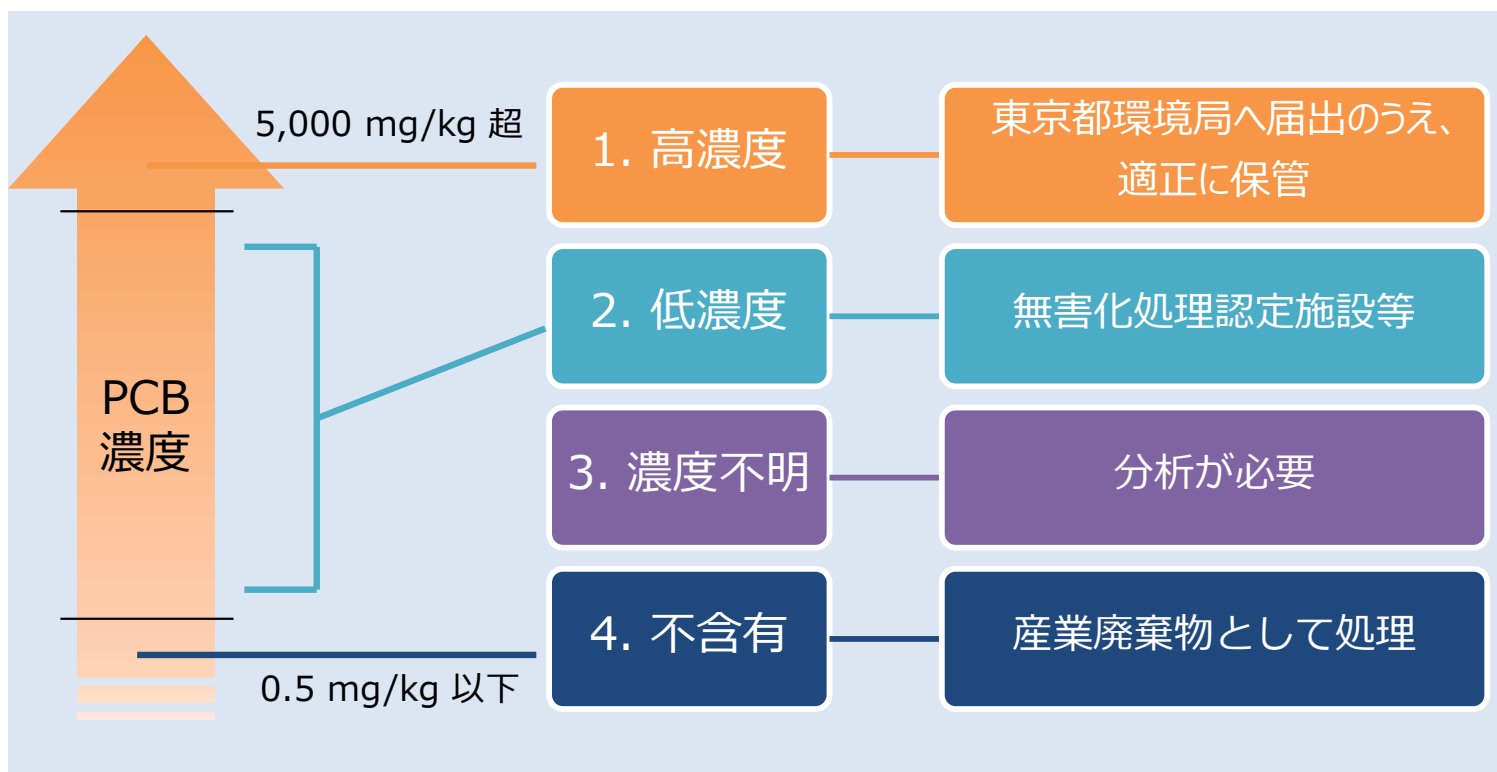
② 銘板を確認

該当する電気機器がある場合は、銘板を確認し、メーカーに問い合わせてください。銘板が読めない/メーカーが不明の場合は、念のためPCB含有製品として扱ってください。



③ PCB濃度を確認

- **高濃度**：絶縁油に高濃度のPCBが使用された電気機器。
銘板の情報をもとにメーカーに問い合わせることで、高濃度かどうか判別できます。
- **低濃度**：非意図的に混入した微量のPCBで汚染された電気機器。
メーカーが低濃度の可能性ありと回答した場合は、分析して濃度を確認してください。
絶縁油のPCB濃度が0.5mg/kgを超え、5,000mg/kg以下*のものは低濃度PCBです。
(*可燃性のPCB汚染物等は100,000mg/kg以下)
- **不含有**：絶縁油のPCB濃度が0.5mg/kg以下であれば、PCB不含有です。



OPCB含有製品が見つかった場合は、処分委託が完了するまで、紛失・事故等のないように安全・適切に保管してください。

STEP 1

確認

STEP 2

届出

STEP 3

処理

必要に応じて、次のHPから様式をダウンロードし、郵送又は窓口へ提出してください。（電子申請も可）

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/pcb/aboutpcb/waste_disposal_pcb_report_list.html

※<漢数字>はPCB特措法、（アラビア数字）は都要綱に基づく様式です。

八王子市の場合は、八王子市役所が窓口になります。

東京都環境局 PCB届出

で検索

新規：1部提出

- ① PCB含有機器の使用が新たに判明したとき
（様式第1号）使用中のPCB製品の使用届出書
- ② PCB含有機器の使用を終え、保管するとき
（様式第2号）PCB廃棄物の保管届出書



各種届出の様式

毎年：2部提出、締切：6/30

PCB含有機器等を保管・使用している場合は、前年度の保管・使用等の状況を東京都に報告（届出）してください。前年度に届出済みの事業者には、6月に東京都から様式を郵送します。処分を完了した場合も、<様式第一号>による処分状況の報告が必要です。

- ① 使用を終えたPCB含有機器等の保管及び処分、もしくはPCB含有機器の使用状況について
<様式第一号> ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書
- ② 使用中のPCB含有機器の使用状況について
（様式第3号）使用中のPCB製品の使用状況報告書

随時：1部提出

- ① PCBの保管場所を変更するとき（2種類）
（様式第5号）PCB廃棄物保管場所変更運搬計画書（運搬10日前まで）
<様式第二号> ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管の場所等の変更届出書（変更後10日以内）
- ② 特別管理産業廃棄物管理責任者を設置・変更したとき
（様式第6号）特別管理産業廃棄物管理責任者の設置・変更届出
- ③ PCB使用製品を譲渡するとき ※PCB廃棄物の譲渡は禁止
（様式第4号の1）使用中のPCB製品譲渡し届出書
（様式第4号の2）使用中のPCB製品譲受け届出書
- ④ PCB廃棄物の所有・保管事業者に相続・合併・分割があったとき
<様式第七号> 承継届出書
- ⑤ PCB使用製品もしくは廃棄物を紛失したとき
（様式第7号）使用中のPCB製品及びPCB廃棄物紛失届出書
- ⑥ PCB使用製品もしくは廃棄物の事故があったとき
（様式第8号）使用中のPCB製品及びPCB廃棄物事故届出書
- ⑦ すべてのPCB廃棄物の処分を完了（処分委託契約を締結）したとき
<様式第四号> ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分終了又は高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄終了届出書
※処分委託後、<様式第一号>の提出により、一連の届出が完了となります。

STEP 1

確認

STEP 2

届出

STEP 3

処理

所有・保管事業者の名義で届出を行った後に、専門業者に運搬・処分を委託してください。
普通の産業廃棄物として処分した場合、違法であり、罰則の対象となります。

- 低濃度PCB廃棄物は、無害化処理認定施設等に処分を委託してください。

低濃度（PCB濃度0.5mg/kg 超～5,000mg/kg）

| | |
|------|---|
| 処分対象 | 微量PCB混入の可能性のある廃電気機器など |
| 処理施設 | 無害化処理認定施設等 (https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html) |
| 処分期間 | 2027年3月31日まで |

(※可燃性のPCB汚染物等は100,000mg/kg以下)

- 個人・中小企業等は、東京都の助成を受けられる場合があります。

東京都微量PCB廃棄物処理支援事業

| | |
|------------------|---|
| 助成対象経費 | ①都内で保有している電気機器の絶縁油分析費 ②都内で保有している微量PCB含有が確認された絶縁油・容器・電気機器の処理費 |
| 対象者 | 個人、中小企業団体、マンション等建物管理組合法人、中小企業者、会社以外の法人(条件あり) |
| 申請時期 | 国(環境省)の低濃度PCB廃棄物処理支援事業※の交付決定を受けたのちに、国の補助額を除いた処理費用に対して、都の助成を申請できます。(令和8年1月1日申請分より) |
| 申請期限 | 分析費:2027年1月29日 処理経費:3月31日 |
| 申請窓口及び 問い合わせ先 | 助成金に係ること:東京都環境公社(03-3649-8541) |

詳細は東京都環境公社の「助成金交付申請の手引き」をご覧ください。

※国(環境省)の助成金申請窓口
公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 低濃度PCB助成金コールセンター
0120-427442
<https://www.sanpainet.or.jp/joseikin/>

- 高濃度PCB廃棄物の処分期間は終了しました。適正に保管してください。

高濃度（PCB濃度5,000mg/kg を超えるもの）

万が一、高濃度PCB廃棄物が発見された場合は、東京都環境局PCB処理対策担当(03-5388-3573)まで至急ご連絡ください。

お問合せ先

| | | |
|---|--------------|---|
| 1. 電気機器にPCBが含まれているかどうか確認したい | |  |
| 一般社団法人 日本電機工業会 | 03-3556-5883 | |
| https://www.jema-net.or.jp/pcb/hanbetsu_taiou.html | | |
| 2. 照明器具、安定器の銘板の内容からPCBが含まれているかを確認したい | |  |
| 一般社団法人 日本照明工業会 | 03-6803-0685 | |
| https://jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm | | |
| 3. PCB濃度分析の検査機関を調べたい | |  |
| 一般社団法人 日本環境測定分析協会 | 03-3878-2811 | |
| https://www.jemca.or.jp/sys/member_list | | |
| 4. 特別管理産業廃棄物管理責任者の講習会を申込みたい | |  |
| 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター | 03-5807-5913 | |
| https://www.jwnet.or.jp/workshop/list/haishutu_tokuseki/index.html | | |
| 5. 国（環境省）の助成を申請したい | |  |
| 公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 低濃度 PCB 助成金コールセンター | 0120-427442 | |
| https://www.sanpainet.or.jp/joseikin/ | | |
| 6. 微量PCBの分析・処理費の助成を申請したい | |  |
| 公益財団法人 東京都環境公社 | 03-3649-8541 | |
| https://www.tokyokankyo.jp/apply/pcb_syori/ | | |
| 7. 使用中のPCB含有電気工作物がある | |  |
| 経済産業省 関東東北産業保安監督部 電力安全課 | 048-600-0387 | |
| https://www.safety-kanto.meti.go.jp/electric/e_pcb.html | | |
| 8. PCB廃棄物処理のための運転資金貸付制度について知りたい | |  |
| 日本政策金融公庫 環境・エネルギー対策資金 | 0120-154-505 | |
| https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html | | |
| 9. 届出の提出・適正管理について質問がある | |  |
| 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 PCB処理対策担当 | 03-5388-3573 | |
| https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/pcb | | |

